

戦争違法化の到達点としての憲法第九条

——九条「改正」は歴史への反逆——

会長・法政大学 佐貫浩

憲法は、アジアの2000万人を殺害し、310万人の日本人を死に追いやったことへの反省に立ち、日本が永遠に戦争を「放棄」し、軍隊を持たないことを世界に約束しました。しかし今、政府は、アメリカの戦争に日本の自衛隊が参加・協力する道を推進しつつあります。そして軍隊を持たない国は、世界の平和に貢献できないのだ、憲法第九条は一国平和主義という身勝手な立場にたったものなのだと主張しています。

しかし日本国憲法第九条は、その成立の経過を歴史の大きな流れの中で把握するとき、実は、人類の悲願である戦争の廃止、国家による戦争違法化の最も優れた到達点であり結晶であるというべきでしょう。そのことを改めてみてみましょう。

(一) 戦前における戦争違法化の歴史

第一次世界大戦までは、戦争は、国家主権行使のための通常の行動であるとする「無差別戦争観」が一般的で、戦争自体は国家意思発動の合法的な手段と考えられていました。しかし、第一次世界大戦は、飛行船によるパリの空襲、戦車、毒ガス兵器の開発、飛行機による爆撃、飛行機同士の空中戦、潜水艦の登場など、その殺戮の技術を飛躍的に向上させました。その結果、死者数は飛躍的に増大し、戦闘員の死者800 - 900万人、それとほぼ同じ数の非戦闘員の死者(1200万人という説もある)を出しました。

この悲惨な状況に直面し、戦争そのものを違法化することが目標となり、国際連盟が結成されました。国際連盟の戦争違法化の論理は、集団安全保障の論理です。集団安全保障とは、対立関係にある国々を含み関係諸国がすべて参加し、互いに武力攻撃をしないことを約束し、それを犯す国家に対しては他のすべての国が協同してその国を取り押さえ、平和を回復するシステムです。けれども国際連盟は、提唱国アメリカの不参加など、脆弱でした。しかし1928年のパリ不戦条約(「戦争放棄に関する条約」)は、その延長として、アメリカも参加して戦争違法化に向かう国際的な条約となりました。

この条約は、「第一条 締約国は国際紛争解決の為戦争に訴ふることを非とし且其の相互関係に於て国家の政策の手段として戦争を抛棄することを其の各自の人民の名に於て厳肅に宣言す」/「第二条 締約国は相互間に起ることあるべき一切の紛争又は紛議は其の性質又は起因の如何を問はず平和的手段に依るの外之が処理又は解決を求めざることを約す」ことを明記し、当時の主権国家のほとんどの60カ国が参加しました。その点で、すでに当時、戦争を原則として違法とする新しい国際秩序が定着しつつあ

ったのです。

それを日本とドイツが踏みにじったのです。日本の満州侵略が連盟により違法と判断されたことに対し、平和的協調を拒否してこの集団安全保障システムから脱退(1933年)し、武力で世界と対決する道を選んだのです。すなわち第二次世界大戦は、帝国主義戦争として不可避だったのではなく、戦争違法化による戦争回避の可能性が生まれていたなかで、それを日本とドイツが踏みにじることで、戦争が始まったのでした。

第二次世界大戦は、6000万人におよぶ死者を出すに至りました。第一次世界大戦は、兵士と非戦闘員の死者数がおよそ半々でしたが、第二次世界大戦では、1700万人に対し非戦闘員は3400万人に上りました。その悲劇への反省にたつて、より強力な戦争違法化のシステムとして国連が組織されたのです。

(二) 国連憲章と戦争違法化

国連は国家による戦争の違法化の実現のために、国連憲章に「全ての加盟国は、その国際紛争を平和的手段によって国際の平和及び安全並びに正義を危うくしないように解決しなければならない」こと、「全ての加盟国は、その国際関係において、武力による威嚇または行使を、いかなる国の領土保全または政治的独立に対するものも………慎まなければならない」ことを掲げました。そして第6章で「紛争の平和的解決」を、第7章で、それでも問題が解決しない場合にのみ、軍事的行動をとることが出来ると規定しました。

しかしそれは、決して個別の国の軍隊が、個別の政府の指揮下で行動することを認めてはいません。唯一、個別国家の軍事力の行使を、憲章の第51条で「この憲章のいかなる規定も国際連合加盟国に対して武力攻撃が発生した場合には安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置を取るまでの間、個別的または集団的自衛の固有の権利を害するものではない」ということに限って認めています。すなわち、個別国家の軍事力の発動を、武力攻撃の発生時に、被侵略国が「(安全保障理事会が)国際の平和及び安全の維持に必要な措置を取るまでの間」だけ、「自衛」のためにだけ、そして速やかに解決の主役と方法は国連に移されるべき前提で、認めているのです。それは被侵略国が自国の軍事力で相手国を打ちのめす抵抗戦争、個別国家の交戦権を前提としていないのです。国連憲章は、個別国家の軍事力による国際平和維持のシステムを採ってはいないのです。

補足すれば、アメリカなどは、この集団的自衛権を根拠に、NATOや日米安保を正当化していますが、本来、国家による戦争の違法化を目的とする国連憲章にあっては、個別国家の戦争行為を正当化する集団的自衛権は、矛盾物であり、国連の基本方向である戦争違法化を逆流させるものとして批判されるべきものなのです。

(三) 日本国憲法第九条と戦争違法化

第一次大戦後の世界は、すでに戦争違法化の国際的合意が出発していたのです。ところが日本はこの戦争違法化の国際的合意を破る形で、国際連盟を脱退し、宣戦布告を行ったのです。だからこそ東京裁判は、パリ不戦条約への侵犯として日本を裁いたのです。東京裁判では、弁護側は戦争は国家行為であって、国際法の下では個人責任はないと主張しましたが、判決は、パリ不戦条約違反として、戦争開始の罪を認定したのです。

また第九条の作成過程では、実際にパリ不戦条約の文言が参照にされました。浜林正夫・森英樹編『歴史の中の日本国憲法』やジョン・ダワーの『敗北を抱きしめて』(岩波書店下巻144頁)などによると、GHQの民政局に所属して憲法草案作成に当たったケーディスは、パリ不戦条約を第九条草案作成に役立てたということです。これらのことから、第九条は、パリ不戦条約に示された戦争違法化の国際条約を破った日本が、そのことに対する根底的な反省に立ち、パリ不戦条約に示された戦争放棄の理念を、最も徹底した形で取り入れ、戦争違法化の国際合意を先頭に立って完全に実現する決意を、憲法の中核的条項に組み込んで、世界に宣誓したものと把握することができるのではないのでしょうか。

同時に第九条は、国連憲章との深い関連を意識して決定されました。憲法制定のための国会の議論のための内閣法制局作成の「憲法改正草案に関する想定問答〔第三輯〕」のなかでは、この九条の規定では、「自衛戦争」まで放棄するという事態が生じるが、それは「自衛権の名に隠れて、侵略戦争が行われ易く、しかも日本国は、その前科があって、その危険なしとはいへない」からこの規定が必要であり、さらに「国際連合が成立しその武装兵力が強大となれば、自衛戦争の実行は、事実において、これに依頼することができる。」(岩田行雄編著『検証・憲法第九条の誕生』自費出版、16頁)としていました。またこの憲法論議の議会で、当時の吉田茂総理大臣は、ほぼこれと同様の答弁を行っています。

これらの点からも、第九条は、国連による集団安全保障システムが成立するための各国憲法の構造を先駆的に示していると言うべきです。国連が世界の平和に対し全面的に責任を持つためには、すべての国の憲法に第九条が書き込まれねばならないのです。ハーグ世界平和市民会議(1999年5月11-16日、オランダ)では「公正な世界秩序のための10の基本原則」の一つとして、「各国議会は、日本国憲法第九条のような、政府が戦争をすることを禁止する決議を採択すべきである」と記されました。オーバピー氏をはじめとして、世界各地で第九条を自国の憲法に書き込む運動が展開されつつあります。

実は国連憲章は、一方で「国家による戦争」違法化を柱としていますが、もう一方では戦争そのものの違法化には連続しない面を持っています。国連憲章は、最終的には軍事的制裁=戦争(しかし国家の戦争ではなく国連の戦争)を発動することを規定しています。それに対して、第九条は、徹底した非暴力主義を提起しています。すなわち、九条の 戦争の放棄、

戦力の不保持、 交戦権の否認は非暴力主義の流れに位置しています。自衛のための抵抗は、軍事力によるものだけではありません。第九条は、非暴力による自衛権行使の道を選択したものとすることもできます。ダグラス・ラミスの規定に従えば、国連は、「正当な暴力」を国連が独占することで平和を実現する「消極的平和」の方法を採り、第九条は「殺す権利がどこにも存在しない状態」としての「積極的平和」の方法を採用(「積極的平和?」『講座・戦争と現代5』)しているのです。

では第九条は国連憲章と矛盾するのでしょうか。確かに論理においては矛盾を指摘することも可能です。しかし国連には、軍縮の大きな流れがあります。国連の将来は、国連憲章と軍縮との両方の論理の統合において、国連憲章自体が発展することの見通しの中に把握されるべきものでしょう。そしてそういう新たな理念の発展のために、日本政府は第九条による平和の道を創造的に開拓し、非暴力による平和のリアリティーを実証し、世界の世論に対する戦争違法化のイニシアティブを発揮しなければならないのです。そこにこそ、日本の国際平和への貢献の本道があるというべきでしょう。

イラク戦争の開始に抗してわき上がった世界の世論は、国家による戦争違法化の時代に向かい、今まさに険しい壁を超えようとしている人類史的な飛躍の時に、そこに立ちふさがるアメリカの無法への激しい怒りの爆発と見るべきでしょう。今世界は、一国が戦争開始決定をすることを国際正義への最大の反逆と侵犯として、また国家による戦争違法化を逆戻りさせるものとして、激しい怒りを表明したのです。国連の判断を経ることなくして国家が戦争を正当化することなどあり得ないとする理性が、今世界の常識となりつつあるのです。そこまで、戦争違法化の理念が浸透しているのです。国連憲章と第9条によって織りなされる平和の論理は、遠い将来の理想ではなく、イラク戦争をめぐる、勇気を持って自覚的に選択すべき課題、21世紀の初めに人類が勇気を持って選び取るべき選択枝となっているのです。世界が、そして私たちが、まさに今、その選択の前に立たされているのです。そのことを意識して、九条をもう一度学び直しましょう。

(10月8日、中小企業センター大講習室にて開かれる学習会はこれを基調として行います。多数の方の参加をお待ちしております。お問い合わせのご参加ください。)